

那覇市公報

第 1 8 2 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示の訂正（道路管理課） …… 917

○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示の訂正（道路管理課） …… 919

◇ 公 告 ◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課） …… 920

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課） …… 921

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課） …… 922

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課） …… 923

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課） …… 924

○令和3年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課） …… 925

○那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定納付受託者の指定について（企画調整課） …… 949

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課） …… 950

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課） …… 953

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について …… 955

◇監査委員公表◇

○令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）・・・	
.....	956

告 示

那覇市告示第 255 号

令和 4 年 9 月 5 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示の訂正

令和 4 年 3 月 30 日付那覇市告示第 700 号にて告示した道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づく市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示について、誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

【誤】

1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間		延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
92	樋川牧志線	新	樋川1丁目20番 ～松尾2丁目789番11	<u>1028.0</u>	4.4 ～ <u>17.8</u>	区域追加
		旧	樋川1丁目20番 ～松尾2丁目789番11	1028.0	4.4 ～13.6	
1172	石嶺 2 6 号	新	首里石嶺町1丁目132番1 ～首里石嶺町1丁目121番1	<u>178.8</u>	5.0 ～18.8	区域変更
		旧	首里石嶺町1丁目132番1 ～首里石嶺町1丁目121番1	177.0	7.0 ～13.0	

2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
766	樋川 1 3 号	樋川2丁目564番4 ～樋川2丁目564番2	241.6	<u>16.0</u>	
2376	樋川 2 3 号 (歩行者専用)	樋川2丁目564番23 ～樋川2丁目564番3	62.5	<u>4.1</u> ～ <u>4.2</u>	

【正】

1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間		延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
92	樋川牧志線	新	樋川1丁目20番 ～松尾2丁目789番11	<u>1033.1</u>	4.4 ～ <u>17.6</u>	区域追加
		旧	樋川1丁目20番 ～松尾2丁目789番11	1028.0	4.4 ～13.6	
1172	石嶺 2 6 号	新	首里石嶺町1丁目132番1 ～首里石嶺町1丁目121番1	<u>181.4</u>	5.0 ～18.8	区域変更
		旧	首里石嶺町1丁目132番1 ～首里石嶺町1丁目121番1	177.0	7.0 ～13.0	

2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
766	樋川 1 3 号	樋川2丁目564番4 ～樋川2丁目564番2	241.6	<u>15.2</u> ～ <u>16.0</u>	
2376	樋川 2 3 号 (歩行者専用)	樋川2丁目564番23 ～樋川2丁目564番3	62.5	<u>4.0</u>	

那覇市告示第 256 号

令和 4 年 9 月 5 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示の訂正

令和4年3月30日付那覇市第告示701号にて告示した道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づく市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示について、誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

【誤】

1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2396	繁多川 1 7 号	繁多川2丁目477 ～繁多川2丁目476番14	92.4	7.9 ～ <u>9.7</u>	
2370	繁多川 1 8 号 (歩行者専用)	繁多川2丁目476番14 ～繁多川452番2	125.7	3.7 ～ <u>4.4</u>	

【正】

1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2396	繁多川 1 7 号	繁多川2丁目477 ～繁多川2丁目476番14	92.4	7.9 ～ <u>9.8</u>	
2370	繁多川 1 8 号 (歩行者専用)	繁多川2丁目476番14 ～繁多川452番2	125.7	3.7 ～ <u>4.3</u>	

公 告

那覇市公告第 276 号

令和 4 年 8 月 23 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和4年3月31日 第24-026-06号
那覇市指令ま建指第1-24-026-06号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里大名町三丁目20番 他4筆
4期 南側駐車場
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目1番1号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
令和4年8月23日 那ま建指第93号
- 6 工事完了年月日
令和4年7月29日

那覇市公告第 288 号
令和 4 年 8 月 29 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・5・10号識名真地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和4年8月29日～令和9年3月31日

那覇市公告第 289 号

令和 4 年 8 月 29 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和4年8月29日～令和9年3月31日

那覇市公告第 290 号

令和 4 年 8 月 29 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・10号汀良翁長線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和4年8月29日～令和7年3月31日

那覇市公告第 296 号

令和 4 年 8 月 30 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路9・7・1号沖縄都市モノレールの事業計画変更認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画事業の種類：那覇広域都市計画道路事業

都市計画事業の名称：9・7・1号沖縄都市モノレール

縦覧場所：那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所9F）

那覇市公告第 301 号

令和 4 年 8 月 30 日

掲 示 済

令和3年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定により、令和3年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

<人事行政の運営等の状況について>

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、令和3年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所 総務部人事課

電話：098-861-7499

FAX：098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防局長を任命権者とする消防局及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防局長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、館長、消防司令長等
- (4) 主幹級 : 主幹、専任館長、消防司令、園長、専門主幹、教育保育指導主幹、総合現業主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、児童館長、教頭、消防司令補、指導主事、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、消防士長、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、消防士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(R3.4.1～R4.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		75	0	0	0	8	15	2	100
昇任者数	部長級	5	1	0	0	0	0	0	6
	副部長級	10	0	0	0	0	1	1	12
	課長級	21	2	0	1	2	4	3	33
	主幹級	36	0	0	0	4	9	5	54
	主査級	66	0	0	0	10	11	10	97

(単位：人)

※採用者数は、割愛採用者を除いた人数です。

イ 退職者数(R3.4.1～R4.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		63	0	2	2	23	11	5	106
内訳	定年	36	0	2	2	11	5	3	59
	勸奨	15	0	0	0	1	3	1	20
	その他	12	0	0	0	11	3	1	27

(単位：人)

※勸奨の対象となる職員は、年齢50歳から59歳に達した職員です。

※その他には、普通退職、割愛退職等を含みます。

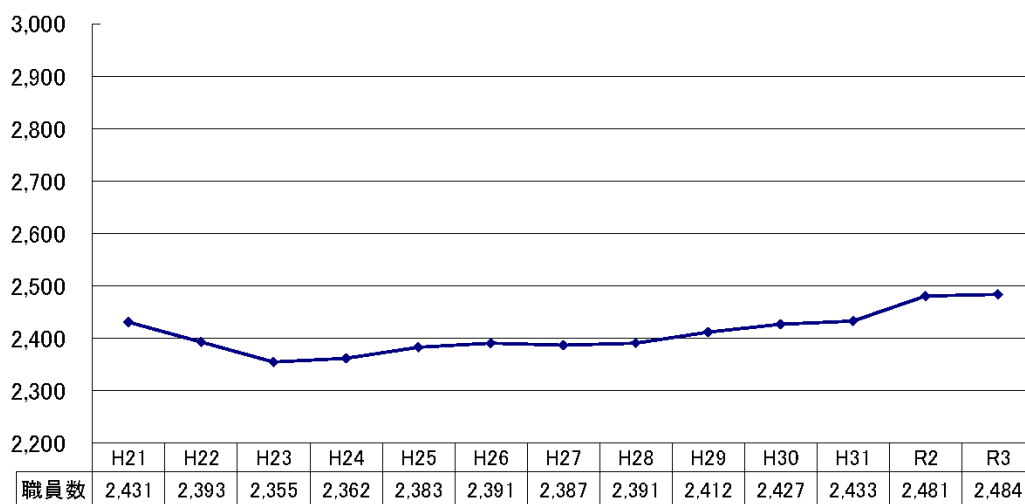
(2) 職員数に関する状況

職員数（令和3年4月1日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	20	1	1	1	3	3	2	31
	課長	108	3	1	5	20	14	15	166
	主幹	217	5	1	1	26	28	27	305
	主査	363	6	2	0	66	80	40	557
	係員	957	3	3	0	209	160	72	1404
計		1,681	19	8	7	326	286	157	2,484
会計年度任用職員 （フルタイム職）		57	0	0	0	16	0	0	73

（単位：人）

職員数の推移



※各年4月1日現在（単位：人）

※那覇市立病院は、平成20年4月1日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※職員数には、派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

令和3年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（専門職）

(ア) 日程

5月17日	市ホームページ公表
6月27日 又は	
6月20日～7月4日のうち1日	第1次試験
7月13日	第1次試験合格発表
8月7日 及び 8日	第2次試験
8月27日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級土木職	A	39	34	87.2%	28	1.21	21	15	2.3
2	上級建築職	B	18	17	94.4%	14	1.21	12	2	8.5
3	上級化学職	C	22	21	95.5%	8	2.63	6	1	21.0
4	中級土木職	D	2	2	100.0%	2	1.00	2	0	－
5	保育教諭職	E	81	71	87.7%	18	3.94	17	5	14.2
6	保健師職	F	51	46	90.2%	16	2.88	16	6	7.7
	計		213	191	89.7%	86	2.22	74	29	6.6

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験 (行政職・消防職等)

(ア) 日程

7 月 18 日	市ホームページ公表
9 月 18 日・19 日 又は	
9 月 9 日～30 日のうち 1 日	第 1 次試験
10 月 8 日	第 1 次試験合格発表
11 月 6 日 及び 7 日	第 2 次試験
12 月 4 日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	行政Ⅰ (上級行政)	A	546	381	69.8%	85	4.5	76	43	8.9
2	行政Ⅰ (中級行政)	B	186	123	66.1%	16	7.7	12	3	41.0
3	行政Ⅰ (初級行政)	C	203	155	76.4%	22	7.0	21	10	15.5
4	行政Ⅱ (職務経験)	M	120	102	85.0%	34	3.0	26	4	25.5
5	行政職Ⅲ (福祉 A)	D	14	7	50.0%	2	3.5	2	1	7.0
6	行政職Ⅲ (福祉 B)	N	17	16	94.1%	5	3.2	3	1	16.0
7	行政職Ⅳ (法務)	E	3	3	100.0%	3	1.0	3	1	3.0
8	行政Ⅴ (情報)	P	1	1	100.0%	1	1.0	1	0	0.0
9	初級土木	F	3	3	100.0%	0	0.0	—	—	—
10	学芸員 (考古)	Q	9	5	55.6%	1	5.0	1	0	0.0
11	消防Ⅰ (上級消防)	G	52	31	59.6%	8	3.9	8	4	7.8
12	消防Ⅰ (中級消防)	H	80	54	67.5%	13	4.2	11	4	13.5

13	消防Ⅰ (初級消防)	J	64	47	73.4%	14	3.4	13	5	9.4
14	消防Ⅱ (救命)	K	28	20	71.4%	11	1.8	10	3	6.7
	計		1,326	948	71.5%	215	4.4	187	79	12

③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（就職氷河期世代対象）

(ア) 日程

12月 1日	市ホームページ公表
12月18日～1月16日のうち1日	第1次試験
1月21日	第1次試験合格発表
2月 5日	第2次試験
2月24日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
行政職 (就職氷河期世代)	S	251	193	76.9%	14	13.8	13	2	96.5
計		251	193	76.9%	14	13.8	13	2	96.5

④ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（企画制作・照明）

(7) 日程

1月13日 市ホームページ公表
 2月2日 第1次（最終）試験
 3月1日 第1次（最終）合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
行政職 (企画制作)	1	1	100.0%	1	1.0
行政職 (照明)	1	1	100.0%	1	1.0
合 計	2	2	100.0%	2	1.0

3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び実績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は、職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに発揮した能力の程度を評価します。業績評価は職員が果たすべき役割について、目標の設定をし、当該役割を果たした程度を評価します。

(1) 人事評価の実施日程

令和3年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談 令和3年5月
 評価面談 令和4年1月

4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
平成31年度	152,200,503	18,362,199	12.1%
令和2年度	191,556,760	20,125,799	10.5%
令和3年度	171,159,091	20,490,157	12.0%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、令和3年4月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

令和4年4月分をあわせて表示します。

給与の種類		令和3年4月分		令和4年4月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給料	給料	2,462(73)	2,994(1,930)	2,477(65)	2,979(1,952)
諸手当	扶養手当	1,047	226	1,047	227
	住居手当	947	263	956	262
	通勤手当	1,942(40)	71(53)	1,967(43)	71(66)
	時間外勤務手当	1,153(50)	359(123)	1,212(43)	375(91)
	休日勤務手当	311	209	311	202
	夜間勤務手当	185	32	173	74
	管理職手当	212	533	212	534
	特殊勤務手当	448	108	439	129
	期末手当※	2,431(78)	7,834(3,416)	2,438(78)	7,805(4,420)
	勤勉手当※	2,314	5,981	2,323	5,933
	地域手当	2	903	4	878
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	4	1,700	6	2,001
	教員特別手当	21	69	21	70

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※期末・勤勉手当については、それぞれの前年度(6月と12月)における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

令和3年4月現在 1,362(16)人

※ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、保育教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

ア 初任給の状況（令和3年4月1日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2年経過後	決定初任給	2年経過後
大学卒	182,200	193,900	182,200	193,900
短大卒	163,100	174,400	163,100	174,400
高校卒	150,600	158,900	150,600	158,900

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	259,661	298,633	350,412
短大卒	246,950	287,400	334,325
高校卒	211,200	257,925	308,600

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
令和3年4月	平均給料(俸給)月額	300,464円	325,827円
	平均年齢	41.0歳	43.0歳

※会計年度任用職員は職務により給与区分を決定しているため、アからウの表には含まれていません。

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア 扶養手当

(ア) 配偶者……………6,500円

(イ) 配偶者以外の扶養親族（子）……………10,000円

(ウ) 配偶者以外の扶養親族（父母等）…6,500円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額 5,000円を加算

イ 住居手当

(ア) 月額 16,000円を超える家賃の支払者

家賃額により最高 28,000円まで

（例）家賃50,000円の場合、22,500円

計算式（家賃－27,000円）×1/2＋11,000円

(イ) 持家の世帯主……………0円

※平成25年4月1日より廃止

ウ 通勤手当

通勤距離が2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(ア) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額 55,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～31,600円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までです。

(イ) 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
平成31年度	507,234	263,224
令和2年度	520,170(9,984)	248,054(58,729)
令和3年度	596,705(8,067)	285,368(49,796)

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		18.2%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額（試算）		129,600円
手当の種類（手当数）		14種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	感染症防疫作業手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.275月分 (1.30月分)	0.95月分 (一)	2.225月分 (1.30月分)
12月期	1.275月分 (1.30月分)	0.95月分 (一)	2.225月分 (1.30月分)
計	2.55月分 (2.60月分)	1.90月分 (一)	4.45月分 (2.60月分)
職務級などにより加算措置があります。			

※（ ）はフルタイムの会計年度任用職員の値です。

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 16%を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 30,000 円～100,000 円です。

※令和3年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 2,000 円～8,000 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.1865月分	25.233125月分
勤続25年	28.7765月分	34.14525月分
勤続35年	40.8025月分	48.963月分
最高限度額	48.963月分	48.963月分
※定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年
平成31年度	13	68	4,621	21,288	12.2	34.7
令和2年度	49(23)	76	1,539(77)	21,527	9.8(0.9)	35.5
令和3年度	42(25)	76	1,566(176)	20,935	5.5(1.3)	35.2

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 令和 3 年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

(イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで)

(ウ) 週休日 (勤務時間を割り振らない日)・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日 (特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日)

(ア) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日 (慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況 (R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	13.1	14.5	12.1	20.9	14.9	14.9	17.5	15.4
行使率 (%)	65.5	72.5	60.5	104.5	74.5	74.5	87.5	77.1

※行使率は平均行使日数 / 20 日 (毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分 (最大 20 日) を含む。

イ 夏期休暇 (5 日) の行使状況 (R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.9	4.9	5.0	5.0	4.7	3.7	5.0	4.7
行使率 (%)	98.0	98.0	100.0	100.0	94.0	74.0	100.0	94.9

※行使率は平均行使日数 / 5 日 (付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日～10 月 31 日の間となっています。

ウ その他の主な休暇取得者数の状況（R3.4.1～R4.3.31）

部局 休暇種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	120	0	0	0	22	11	5	158
出産休暇	37	0	0	0	9	0	1	47
育児休暇	24	1	0	0	1	0	1	27
子の看護休暇	359	4	0	1	74	54	40	532
介護休暇（無給）	8	0	0	0	0	0	1	9

（単位：人）

※私傷病休暇の状況は、5日以上 of 長期間にわたる場合のみです。

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数の状況（R3.4.1～R4.3.31）

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	23	0	0	0	3	4	1	31
	女	124	1	0	0	14	0	2	141
	計	147	1	0	0	17	4	3	172
部分休業	男	2	0	0	0	1	0	0	3
	女	45	0	0	1	2	0	2	50
	計	47	0	0	0	3	0	2	52
配偶者同行 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
修学部分休 業	男	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	1

（単位：人）

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分（免職、休職、降任、降給）について、令和3年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
病気休職	74	0	0	0	6	2	6	88

（単位：人）

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）について、令和3年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	0	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

8 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

令和3年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数（延べ人数）（R3.4.1～R4.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可 職員数	225	6	3	4	31	23	24	316

※健康診断（人間ドックを含む。）は、除いています。

（単位：人）

※新型コロナウイルス感染時の職務免除を含んでいます。

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

令和3年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数（R3.4.1～R4.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	32	0	0	0	22	13	21	88

（単位：人）

9 職員の退職管理の状況

令和3年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第11条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修状況 (令和 3 年度)

ア 人事課職員研修グループ主催研修

基本研修	研修名		回数 (回)	期間 (日・h)	修了者 (人)
	1	新採用職員前期研修	2	3 日	100
	2	新採用職員後期研修	9	半日	91
	3	現任 3 年目職員研修	中止	－	－
	4	現任 6 年目職員研修	中止	－	－
	5	現任 9 年目職員研修	中止	－	－
	6	新任主査級研修（第 1 回目） オンライン	2	半日	93
		新任主査級研修（第 2 回目） オンデマンド	1	2h	91
	7	新任主幹級研修	中止	－	－
	8	新任グループ長研修	2	1 日	72
	9	新任課長級研修 オンライン	2	半日	52
	10	管理職特別研修	中止	－	－
	基本研修 計		18	－	499
実務研修	1	文書事務研修Ⅰ（初任者）	2	3h	45
	2	文書事務研修Ⅱ（文書主任・副主任）※	中止	－	－
	3	財務会計研修Ⅰ（契約、物品会計）※	中止	－	－
	4	財務会計研修Ⅱ（出納事務）※	中止	－	－
	5	財務会計研修Ⅲ（予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約）※	中止	－	－
	6	服務・旅費等基礎研修Ⅰ （服務事務※、会計年度任用職員）	中止	－	－
	7	服務・旅費等基礎研修Ⅱ （安全・衛生/共済組合、旅費事務※）	中止	－	－
	実務研修 計		2	－	45
専門研修	1	法制執務研修（第 1 回目）	2	半日	26
	2	法制執務研修（第 2 回目）	2	半日	30
	3	ハードクレーム研修 オンライン	2	半日	49
	専門研修 計		6	－	105
人事課職員研修グループ主催研修 合計			26	－	649

イ 人事課職員研修グループ派遣研修

県外	研修名		回数 (回)	期間 (日・h)	修了者 (人)
	1	市町村職員中央研修所派遣研修	5	－	5
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	中止	－	－
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修 オンライン	2	－	2
	県外派遣研修 計		7	－	7
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	中止	－	－
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	中止	－	－
	県内派遣研修 計		－	－	－
派遣研修合計			7	－	7

ウ 職場研修

研修名	回数 (回)	経費・報償費 (円)	延べ参加人数 (人)
全部局合計（市立病院を除く）	1,091	2,744,382	12,203

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象：学校事務と学校図書館以外の全職員（ただし、人間ドック等受診者除く） 受診者：1,834人
	消防	対象：全職員（人間ドック受診者除く） 受診者：198人
	上下水道	対象：全職員 受診者：154人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：15人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：3人 対象：障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕検診	市長	受診者：6人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者：171人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：45人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者：63人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者：3,039人（全職員） 受検者：2,722人 受検率：89.6%
	消防	対象者：297人（全職員） 受検者：293人 受検率：98.7%
	上下水道	対象者：182人 受検者：169人 受検率：92.9%

※上記表中、「受診者数等」欄の受診者には会計年度任用職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 月5回（内科129件・精神科170件）
	栄養士による栄養相談		全職員 月1回2時間（嘱託栄養士）（47件）
	保健師による健康相談 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、巡回相談はすべて中止	クリーン推進課	中止
		各支所巡回	中止
		学校給食センター等の巡回	中止
		こども園・保育所等巡回	中止
		図書館・公民館の巡回	中止
	日常の健康相談		全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ 3,008件
消防	産業医保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員 健診結果などの一般相談、メンタル相談 3件
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認 4件
		新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談（年1回） 15人
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 89件
	所属毎の職場カウンセリング		実施人数：延べ 357人
上下 水道	産業医・保健師による健康相談		対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ67件 保健師 延べ474件

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、右記記載の研修のみ実施	①管理監督者メンタルヘルス研修	新任G長研修指名職員	5月 職場におけるメンタルヘルスに関する知識、ラインケアを学ぶ（90分）
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	中止
	③熱中症対策-保健師	クリーン推進課	中止
	④生活習慣病予防研修	人事課の指名する職員 希望者	中止
	⑤メンタルヘルス研修 セルフケア	令和2、3年度新規採用職員	3月 認知行動療法等を学び、セルフケアに役立てる動画3本（各20分程度）を各自で視聴し、アンケート回答
消防	①救助隊員教育研修	研修受講者	2月 保健師によるメンタルヘルス講習（50分）

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第42条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

① 〈運営費〉那覇市職員厚生会条例に基づく市負担金

職員の給料総額の1,000分の3（令和3年度決算：35,811千円）

② 〈運営費〉会員（職員）掛金

職員の給与総月額額の1,000分5（令和3年度決算：57,753千円）

③ 〈運営費〉施設使用料、取扱手数料

項目	運営費	内容	
文化・体育事業	市負担金	各種スポーツ大会（卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。	
補助事業	市負担金	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品購入補助（出先機関のみ）
	市負担金	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	市負担金	レクレーション事業	職場単位でピクニック等を実施した場合、費用の一部を補助
	市負担金	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
給付事業	会員掛金	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
施設事業	使用料・手数料	厚生会館会議室及び、職員専用バイク駐車場の管理運営。本庁舎レストラン、売店の運営委託。	
共済事業	使用料・手数料	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	使用料・手数料	一部店舗で厚生会と指定契約を交わし、職員が利用する際の特別割引の他、立替払い（申請手続き要）を行っている。	

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数 (R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務 災害	常勤職員	2	0	0	0	1(1)	1	0	4(1)
	非常勤職員等 (労災対象)	5	0	0	0	4	0	0	9
	非常勤職員等 (労災対象外)	3	0	0	0	1	0	0	4
	計	10	0	0	0	6(1)	1	0	17(1)
通 勤 災 害	常勤職員	3	0	0	0	1	1	0	5
	非常勤職員等 (労災対象)	0	0	0	0	1	0	0	1
	非常勤職員等 (労災対象外)	0	0	0	0	1	0	0	1
	計	3	0	0	0	3	1	0	7
合 計		13	0	0	0	9(1)	2	0	24(1)

※ () は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13 公平委員会の業務の状況について

(1) 令和 3 年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 2 件 未処理 0 件

(2) 令和 3 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件 未処理 0 件

(3) 令和 3 年度における苦情の処理に関する状況

申請 0 件 未処理 0 件

那覇市公告第 303 号

令和 4 年 8 月 31 日

掲 示 済

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
株式会社 J T B
大阪府大阪市中心区南本町二丁目 6 番 12 号
- 2 指定納付受託者に納付事務を認めた歳入
寄附受付ポータルサイトを經由して寄附される那覇市まち・ひと・しごと創
生寄附金
- 3 指定納付受託者により代理納付が行える期間
令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日

【問い合わせ先】

企画財務部企画調整課

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

T E L 098-862-9937 F A X 098-862-4263

那覇市公告第 315 号
令和 4 年 9 月 5 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年 8月 19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部文化振興課 電話 098-861-7810（直）			
個人情報管理責任者	文化振興課長			
業 務 の 名 称	貸館業務			
業 務 の 目 的	施設借用のため利用希望者から申請書を徴収する			
個人情報の対象者	施設利用希望者			
業務の開始年月日	令和3年 10月 31日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 （電話番号、メールアドレス）	☐ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 （ ） 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請書の提出ごと)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年8月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 観光課 電話 862-3276 内線2287		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和4年8月22日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	観光入込統計調査事業 平成28年7月25日		
廃止又は変更の 理 由	アンケート調査の場所を那覇空港から街頭へ変更するため、「個人情報 の対象者」に記載してある「那覇空港から」の文言を削除し、わか りやすく表示するため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	那覇空港から県外へ出域する 日本人客で、那覇市内に1泊以上 宿泊した者	那覇市内の宿泊施設に1泊以上 宿泊した日本人客（修学旅行生及 び県民を除く。）	
備 考			

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

那覇市公告第 316 号
令和 4 年 9 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年8月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	静岡県浜松市 北区役所社会福祉課
業務の名称	障害児福祉手当の転入による認定申請における関係書類の提供 について（回答）		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和4年8月15日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	再認定時の身体障害者診断書・意見書の写し		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (類型事項第1項) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	浜松市北区役所より、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条に基づく事務に利用することから依頼があったため。(障害児福祉手当認定にかかる業務)		
届出担当部課	障がい福祉課 862-3275 (担当：給付1グループ)		

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 32 号

令和 4 年 8 月 2 5 日
掲 示 済那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 157人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42, 973人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85, 945人

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

令和4年9月15日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和4年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について

所管部署 【福祉部チャーがんじゅう課】

チャーがんじゅう課に対する指摘事項等

共通事項

ア 口頭による協議について（要望事項）

チャーがんじゅう課と指定管理者においては、年度協定で予定されていない備品購入に関する協議が行われたようであるが、協議結果等が書面化されておらず、どのような協議がなされたか確認できない。

また、市民スポーツ課と指定管理者においては、緊急に対応する必要があったことから、基本協定の定めとは異なる修繕をするためになされた2件の協議について、協議結果等が書面化されていない。

基本協定や年度協定で予定されていないことなどについて指定管理者と協議を行う場合には、口頭のための協議では、両者の認識や記憶等の相違によりトラブル等が生じるおそれもあることなどから、協議結果等を書面化しておくことが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

協議結果等に関しては、トラブル等が生じないように、すべて書面化して対応するようにします。

個別事項

ア 指定管理に係る管理口座について（是正事項）

那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩いの家の指定管理に係る管理口座については、当該3施設及び指定管理以外の他の施設等も含めたひとつの口座で管理されていた。

各施設の収入及び経費に関する管理口座については、それぞれの指定管理者募集要項において、団体自体の口座とは別に指定管理者口座を設け管理する旨とされている。また、各施設の管理に関する基本協定書第5条第2項においては、本業務と自主事業の経理状況を明確にするために口座は別々に開設すると定めている。

今後は、指定管理に係る収支を明確にするためにも、管理施設ごとの口座で管理するよう指導されたい。

□ 是正事項に関する措置

次年度に向けて、団体自体の口座とは別に管理施設ごとの指定管理者口座を設け管理するよう、指定管理者の法人と調整し是正します。

イ 指定管理に係る備品購入費について（是正事項）

那覇市末吉老人福祉センター及び那覇市壺川老人福祉センターにおいて、備品（複合機及びパソコン）を購入している。

指定管理者制度に関する指針Ⅲ7（2）では、指定管理料の額の設定は、

施設ごとに指定管理者が行う施設管理、業務内容等について必要とされる経費の総額から修繕費及び備品購入費を除くとされている。また同指針（4）で、施設の修繕または備品の購入については、指定管理者が行った方が業務の効率が図られると認める場合は、当該修繕又は備品購入に要する費用を指定管理料とは別に概算で支払うことができるとされており、その場合には、基本協定書第5条第2項で備品購入費等の支払いの詳細については年度協定書に定めるものとされている。

令和2年度那覇市末吉老人福祉センターの管理に関する年度協定書、令和2年度那覇市壺川老人福祉センターの管理に関する年度協定書には、備品購入費の額の定めがなく、指定管理料から備品が購入されており、所管課はその事務執行について適切に把握していなかった。

指定管理に係る備品購入については、指定管理者制度に関する運用指針及び基本協定書に基づき適切に処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

修繕や備品購入にあたっては、年度協定書に定めがあるものに限定される旨を周知し、必要な修繕や備品購入は、予め次年度予算要求時にヒヤリング等を行い、年度協定書に組み込みます。

また、今回購入した複合機及びパソコン備品に関しては、那覇市の備品として登録します。

ウ 実地調査結果の通知について（是正事項）

所管課は、令和2年度指定管理に関し、那覇市指定管理者に関するモニタリング実施基本要綱第3条第3項第5号の実地調査を、那覇市辻老人憩の家は令和3年5月24日、那覇市壺川老人福祉センターは同年5月28日及び那覇市末吉老人福祉センターは同年6月29日にそれぞれ実施している。

当該実地調査については、実地調査に関し必要な事項を定めた那覇市指定管理者実地調査要領第6において、調査結果を指定管理者に通知するものと定められている。

しかしながら、当該実地調査要領に基づく指定管理者への調査結果の通知は行われていない。

実地調査結果については、当該要領に基づき適切に指定管理者への通知を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

今後は、那覇市指定管理者に関するモニタリング実施基本要領に基づき、調査結果を指定管理者に通知します。

所管部署 【生涯学習部市民スポーツ課】

市民スポーツ課に対する指摘事項等

共通事項

ア 口頭による協議について（要望事項）

ちゃーがんじゅう課と指定管理者においては、年度協定で予定されていない備品購入に関する協議が行われたようであるが、協議結果等が書面化されておらず、どのような協議がなされたか確認できない。

また、市民スポーツ課と指定管理者においては、緊急に対応する必要があったことから、基本協定の定めとは異なる修繕をするためになされた2件の協議について、協議結果等が書面化されていない。

基本協定や年度協定で予定されていないことなどについて指定管理者と協議を行う場合には、口頭のための協議では、両者の認識や記憶等の相違によりトラブル等が生じるおそれもあることなどから、協議結果等を書面化しておくことが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

今回の要望事項に関しては、緊急対応が必要な修繕に関し、指定管理者と協議し修繕を行いました。協議事項の結果を書面で残しておらず、口頭のみで行ってまいりました。今後は、基本協定や年度協定で定められた事項以外についての、双方での協議事項につきましては、協議結果等を書面化するよう対応いたします。

